

無料

お気軽にご利用ください

調停相談

「調停」とは

裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、**話し合い**によりお互いが合意することで紛争の解決を図る手続です。

調停手続では、一般市民から選ばれた**調停委員**が、裁判官とともに紛争の解決にあたるため、裁判所の手続に一般市民の良識を反映し、**柔軟で円満な解決を図る**ことができます。

「調停相談」では

- ・ お金や土地・建物などに関する紛争 (民事調停)
 - ・ 夫婦間の問題や遺産の分割などの家庭内の問題 (家事調停)
- について、調停委員が調停手続の利用に関する相談に応じます。

ご利用にあたって

- ① 調停相談は、調停協会（調停委員の地域ごとの団体）が主催して行います。
- ② **相談は無料**で、**秘密は厳守**されます。
※ 調停相談では、現に訴訟や調停になっている事件の相談や法律的な判断を求めるような相談はできませんのでご注意ください。
- ③ 開催時期・場所
7月1日から12月31日までの間に、**全国各地**で開催されます。
具体的な時期等は地域によって異なりますので、くわしくは、**各地の裁判所**の総務課または庶務課にお問い合わせください（各地の裁判所のウェブサイトの中で、時期などについて紹介している場合もあります。）。

下のキーワードをクリックすると裁判所ウェブサイト内の関連ページに移動できます

[調停委員](#)

[民事調停](#)

[家事調停](#)

[各地の裁判所](#)